

# 議会改革調査特別委員会 報告書

令和5年3月

佐伯市議会  
議会改革調査特別委員会

## 目 次

はじめに	
1 本特別委員会の委員構成	・・・ 1
2 本特別委員会の開催状況	
I 議会基本条例の検証について	・・・ 6
1 中間報告までの内容について	
(1) 検証の目的	
(2) 検証の進め方について	
(3) 検証方法について	・・・ 7
(4) 検証結果について	
(5) 課題の検討に当たって	・・・ 9
2 中間報告以降の経過	・・・ 11
(1) 課題項目に対する解決策・方向性	
(2) 条文改正についての検討	・・・ 12
3 まとめ	
II 議員定数及び議員報酬について	・・・ 13
1 議員定数について	
(1) 調査の目的	
(2) 調査の進め方	
(3) 調査の経過	・・・ 14
(4) 結論	・・・ 19
2 議員報酬について	・・・ 20
(1) 調査の目的	
(2) 調査の進め方	
(3) 調査の経過	
(4) 結論	・・・ 24
むすびに	・・・ 25

## 議会改革調査特別委員会 委員会報告書

付議事件：調査第1号 議会改革に関すること

調査項目：1 議会基本条例の検証について  
：2 議員定数及び議員報酬について

令和5年3月15日

議会改革調査特別委員会  
委員長 富松 万平

### はじめに

議会改革調査特別委員会は、付議事件を「調査第1号 議会改革に関すること」として、「議会基本条例の検証について」、「議員定数及び議員報酬について」の2つの調査項目を掲げ、令和3年9月22日に第1回の委員会を開催以降、延べ36回の委員会、4回の研修会及び行政視察並びに市民懇談会を経て、調査研究及び委員間討議を重ねてきた。まず初めに、これまでの本特別委員会の開催経過を報告する。

### 1 本特別委員会の委員構成

(1) 令和3年9月22日から令和4年9月21日まで(12人)

委員長 富松 万平

副委員長 後藤 勇人

委員 梶川 善寛、高司 政文、戸高 秀世、大野 達也、染矢 和陽  
御手洗秀光、吉良 栄三、坪根 大吉、山野内真人、福嶋 勝彦

(2) 令和4年9月21日から令和5年3月15日まで(11人)※会派構成変更による

委員長 富松 万平

副委員長 後藤 勇人

委員 梶川 善寛、高司 政文、戸高 秀世、染矢 和陽、御手洗秀光  
吉良 栄三、坪根 大吉、山野内真人、福嶋 勝彦

### 2 本特別委員会の開催状況

開催期日	主な協議事項等
第1回委員会 令和3年9月22日(水)	■正副委員長の互選

<p><b>第2回委員会</b> 令和3年10月15日(金)</p>	<p>■議会基本条例の検証について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検証の進め方</li> <li>・評価検証シートについて</li> </ul> <p>■議員定数及び議員報酬について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの検討経緯</li> <li>・調査の進め方</li> </ul> <p>■調査スケジュール(全体)について</p>
<p><b>評価・検証シートの作成</b> 令和3年10月22日(金) ～年12月22日(水)</p>	<p>■評価・検証シートの記入作成を各会派に依頼 (12月定例会閉会日までに提出)</p>
<p><b>議員研修会</b> 令和3年11月26日(金)</p>	<p>■議会改革に係る議員研修会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講師：早稲田大学マニフェスト研究所 ローカルマネージャー 長内紳悟氏</li> <li>・テーマ：議会改革に関する最新の動向、先進事例等について</li> </ul>
<p><b>第3回委員会</b> 令和4年1月21日(金)</p>	<p>■議会基本条例の検証について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検証の進め方(振り返り)</li> <li>・評価検証作業</li> </ul>
<p><b>第4回委員会</b> 令和4年2月1日(火)</p>	<p>■議会基本条例の検証について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価検証作業(第VI章)</li> </ul>
<p><b>第5回委員会</b> 令和4年2月22日(火)</p>	<p>■議会基本条例の検証について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価検証作業(第VI章・第VII章)</li> </ul>
<p><b>第6回委員会</b> 令和4年3月11日(金)</p>	<p>■議会基本条例の検証について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価検証作業(第VI章・第VII章)</li> </ul>
<p><b>第7回委員会</b> 令和4年3月16日(水)</p>	<p>■議会基本条例の検証について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価検証作業(第II章・第III章・第IV章)</li> </ul>
<p><b>第8回委員会</b> 令和4年3月30日(水)</p>	<p>■議会基本条例の検証について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価検証作業(第III章・第VIII章・第IX章)</li> </ul>
<p><b>第9回委員会</b> 令和4年4月14日(木)</p>	<p>■議会基本条例の検証について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検証結果(案)について</li> </ul>
<p><b>第10回委員会</b> 令和4年4月26日(火)</p>	<p>■議員定数及び議員報酬について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の調査結果について</li> <li>・調査の進め方について</li> </ul>
<p><b>第11回委員会</b> 令和4年5月12日(木)</p>	<p>■議会基本条例の検証について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・改革案件の抽出(課題の整理)について</li> </ul>
<p><b>第12回委員会</b></p>	<p>■議会基本条例の検証について(研修会及び意見交換会)</p>

令和4年5月26日(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講 師：早稲田大学マニフェスト研究所 ローカルマネージャー 長内紳悟氏</li> <li>・テーマ：議会基本条例の検証作業から見えてきた課題 について</li> </ul>
<b>第13回委員会</b> 令和4年6月8日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■議員定数及び議員報酬について           <ul style="list-style-type: none"> <li>・前回の振り返り</li> <li>・整理・収集資料について</li> <li>・市民意見の聴取方法について</li> </ul> </li> <li>■先進地視察について</li> </ul>
<b>第14回委員会</b> 令和4年6月24日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■前回の振り返り           <ul style="list-style-type: none"> <li>・整理・収集資料の確認</li> <li>・市民意見の聴取方法の確認</li> </ul> </li> <li>■議会基本条例の検証について           <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本条例の条文改正に関する検討</li> </ul> </li> <li>■先進地視察について</li> </ul>
<b>第15回委員会</b> 令和4年7月1日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■議員定数及び議員報酬について(研修会及び意見交換会)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・講 師：早稲田大学マニフェスト研究所 ローカルマネージャー 長内紳悟氏</li> <li>・内 容：定数・報酬を考える上で考慮すべき視点等、 住民との議論の在り方 ほか</li> </ul> </li> </ul>
<b>第16回委員会</b> 令和4年7月15日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■議会基本条例の検証について           <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本条例の条文改正に関する検討</li> </ul> </li> <li>■先進地視察について</li> </ul>
<b>先進地視察研修</b> 令和4年7月27日(水) ～7月29日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■議会改革に係る先進地視察研修(視察先)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・岩手県滝沢市議会</li> <li>・岩手県奥州市議会</li> <li>・宮城県大崎市議会</li> <li>・政策サイクル推進地方議会フォーラム</li> </ul> </li> </ul>
<b>第17回委員会</b> 令和4年8月5日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■先進地視察研修の振り返り</li> </ul>
<b>第18回委員会</b> 令和4年8月22日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■議会基本条例の検証について           <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの振り返り</li> <li>・今後の取組の方向性について</li> </ul> </li> </ul>
<b>第19回委員会</b> 令和4年8月31日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■議会基本条例の検証について           <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の検討事項について</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 議員定数及び議員報酬について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後の検討事項について</li> </ul> </li> <li>■ 中間報告に係る日程について</li> </ul>
<p><b>第20回委員会</b> 令和4年9月7日(水)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中間報告(案)について</li> </ul>
<p><b>議員研修会</b> 令和4年9月22日(木)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 議会改革に係る議員研修会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講 師：早稲田大学マニフェスト研究所 ローカルマネージャー 長内紳悟氏</li> <li>・ テーマ：議会からの政策サイクルについて</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>第21回委員会</b> 令和4年10月14日(金)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 議会基本条例の検証について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課題に対する結論について(事前説明)</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>第22回委員会</b> 令和4年10月28日(金)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 議会基本条例の検証について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課題に対する結論について(グループワーク)</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>第23回委員会</b> 令和4年11月8日(火)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 議会基本条例の検証について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課題に対する結論について(グループワーク)</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>第24回委員会</b> 令和4年11月22日(火)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 議会基本条例の検証について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課題に対する結論について(まとめ)</li> <li>・ 基本条例の条文改正に関する検討</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>第25回委員会</b> 令和4年12月2日(金)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 議会基本条例の検証について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課題に対する結論について(まとめ)</li> <li>・ 基本条例の条文改正に関する検討</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>第26回委員会</b> 令和4年12月14日(水)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 議会基本条例の検証について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課題に対する結論について(内容確認)</li> <li>・ 基本条例の条文改正に関する検討</li> </ul> </li> <li>■ 議員定数及び議員報酬について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査の進め方について</li> <li>・ 意向調査について</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>第27回委員会</b> 令和4年12月19日(月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 議員定数及び議員報酬について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意向調査の結果について</li> <li>・ 市民意見の聴取方法について</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>第28回委員会</b> 令和4年12月27日(火)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 議員定数及び議員報酬について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員定数について</li> <li>・ 市民との懇談会について</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>第29回委員会</b> 令和5年1月5日(木)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 議員定数及び議員報酬について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員定数について</li> <li>・ 議員報酬について</li> </ul> </li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民との懇談会について</li> </ul>
<b>第30回委員会</b> 令和5年1月11日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■議員定数及び議員報酬について             <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員定数に対する考え方について</li> <li>・議員報酬について</li> <li>・市民との懇談会について</li> </ul> </li> </ul>
<b>第31回委員会</b> 令和5年1月17日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■議員定数及び議員報酬について             <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員報酬について</li> <li>・市民との懇談会について</li> </ul> </li> </ul>
<b>第32回委員会</b> 令和5年1月30日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■議員定数及び議員報酬について             <ul style="list-style-type: none"> <li>・議員報酬について</li> <li>・市民との懇談会について</li> </ul> </li> </ul>
<b>市民懇談会</b> 令和5年2月4日(土)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■議員定数と議員報酬を考える市民懇談会             <ul style="list-style-type: none"> <li>・講師：早稲田大学マニフェスト研究所 ローカルマネージャー 長内紳悟氏</li> <li>・テーマ：議員定数と議員報酬について</li> </ul> </li> </ul>
<b>第33回委員会</b> 令和5年2月10日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■議員定数及び議員報酬について             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民との懇談会について</li> <li>・議員定数について</li> <li>・議員報酬について</li> </ul> </li> </ul>
<b>第34回委員会</b> 令和5年2月21日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■議員定数及び議員報酬について             <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書案について</li> </ul> </li> </ul>
<b>第35回委員会</b> 令和5年2月28日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■議員定数及び議員報酬について             <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書案について</li> </ul> </li> </ul>
<b>第36回委員会</b> 令和5年3月3日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>■議員定数及び議員報酬について             <ul style="list-style-type: none"> <li>・報告書案について</li> </ul> </li> </ul>

## I 議会基本条例の検証について

### 1 中間報告までの内容について

#### (1) 検証の目的

佐伯市議会基本条例(以下「条例」という)は、平成21年9月定例会において、条例検討のための特別委員会を設置し、延べ21回の委員会を開催する中、素案の作成のための協議を重ねるとともに、研修会や先進地視察、アンケート調査や市民との意見交換会、パブリックコメントを経て、平成22年9月定例会において可決、成立し、平成22年10月1日に施行された。

この条例は、市民を代表する市政最高の意思決定機関として市民の意思を市政に反映させるため努力を惜しまずその活動に専念し、公平かつ公正な議論を尽くし、真の地方自治の実現を目指すことを基本理念とし、佐伯市議会は、この理念の実現に向けて、様々な取組を実施してきた。

また、条例第27条では、「議会は、この条例の施行後、常に市民の意思、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとする。」と規定している。

条例施行から12年が経過した議会基本条例について、議会における最高規範として制定した基本条例の趣旨を再確認するとともに、これまでの取組を振り返り、基本理念の実現に向けて、条例の目的、原則等に即した取組がされているか評価・検証を行うこととした。

#### (2) 検証の進め方について

##### **ステップ1** 現状の把握(分析)

ア 条文(項・号)ごとに、取組状況・実績、評価及びその理由、課題等を整理する。→「評価・検証シート」により整理。

イ 会派ごとに各条文にうたわれた理念や責務、具体的取組等と具体的取組等を照らし合わせる中で、評価及び課題・問題点の等の洗い出しを行っていただく。その後、委員会にて集約し、検証と評価を重ねていく。

ウ あわせて、「議会改革の動向等に関する研修会(専門家による議員研修会)」を実施し、議会改革に関する最新の動向、先進事例等について見識をふかめるとともに共通認識を図る。

##### **ステップ2** 課題案件の抽出(選択と集中)

ア 委員会としての評価・検証をとりまとめる中で、課題・問題点については、改善・拡充に向け、既存の取組を見直す、あるいは



新たな取組を検討すべきか否か協議する。また、本委員会で取り扱うべき案件か否か(議運等での協議がふさわしい案件かどうか)を判断する。

→本特別委員会で協議する案件の絞り込み(選択と集中)

**ステップ3** 先進事例等の調査・研究、改革案のとりまとめ

ア 抽出(選択)した案件について、引き続き調査・研究(先進事例の視察含む)を進め、改革案をとりまとめる。必要に応じて条文の改正を行う。

**(3) 検証方法について**

委員会において「評価・検証シート」を作成し、まず、会派ごとに評価を依頼するとともに、今後の課題等についても記載(自由記述)いただいた。

委員会では、会派から提出された「評価・検証シート」**別紙1**を基に、課題抽出や評価意見のとりまとめを行い、委員会としての評価結果をとりまとめた。

**【評価区分について】**

実際の作業に当たっては、全27条の条項について1条、1項ずつ評価を行い、その際に使用する評価区分は、達成度を測る「段階評価」と「評価後の取組」の2区分として、評価基準は、次のとおりとした。

<b>【評価の段階】</b>	<b>【評価後の取組】</b>
A：達成されている(取組が満足できる)	1：条文に従い、これまでどおり取り組む
B：概ね達成されている(取組が概ね満足できる)	2：改善・拡充に向け、新たな取組を検討
C：一部達成されている(取組がやや不足している)	3：今回の検証をもとに条文の改正を検討
D：今後努力を要する(取組が不十分)	4：その他
—：評価対象外	

**(4) 検証結果について**

今回の議会基本条例の検証においては、各条文に規定されている目的、目標、手段等が達成されているのか、具体的な取組を振り返りながら、確認作業を進めてきた。なお、全27条72項目の条文で構成される条例のうち、57の項目が「評価対象」となった。

評価の結果(割合)は以下のとおりとなった。なお、条文ごとの評価の内訳は「検証結果」**別紙2**のとおりである。

**【評価の段階(割合)】**

A：達成されている(取組が満足できる) 27項目(47%)

B：概ね達成されている(取組が概ね満足できる)	19項目(33%)
C：一部達成されている(取組がやや不足している)	10項目(14%)
D：今後努力を要する(取組が不十分)	1項目(1%)

### 【評価後の取組(割合)】

1：条文に従い、これまでどおり取り組む	29項目(51%)
2：改善・拡充に向け、新たな取組を検討	18項目(32%)
3：今回の検証をもとに条文の改正を検討	8項目(14%)
4：その他	2項目(4%)

### 【検証結果のまとめ】

評価の割合は、「A：達成されている(取組が満足できる)」が47%、「B：概ね達成されている(取組が概ね満足できる)」が33%、「C：一部達成されている(取組がやや不足している)」が18%、「D：今後努力を要する(取組が不十分)」が2%となっており、AとBを合わせると全体の約8割は概ね取組ができているが、残り2割についてはさらなる取組が必要との判断となった。

CとDとした主なものは、「政策提言及び政策立案等の強化」、「議員間討議」、「傍聴意欲を高める議会運営」、「議会モニター制度の在り方」、「事務執行の監視及び評価」、「議会広報の充実」、「政治倫理の確立と向上」に関する項目であった。

また、C・D評価となった項目以外にも、概ね取組ができているものの、さらに改善・拡充に向け協議が必要と判断した項目もあり、これらもあわせて「議会基本条例の検証作業により見えてきた課題(全27項目)」として整理するとともに、条例改正が必要かどうか検討を行う条文についても整理を行った。

以下、議会基本条例の検証作業から見えてきた課題のうち、主要なものを列記する。なお、詳細は、**別紙3**「課題整理表」及び**別紙4**「条文改正検討表」を参照願いたい。

### 議会基本条例の検証作業から見えてきた課題(主な検討項目)

- ア 市民の多様な意見の把握
  - ・議会報告会の在り方
  - ・議会モニター制度の在り方
  - ・参考人制度及び公聴会制度の活用
  - ・市民懇談会の在り方
- イ 政策提言及び政策立案能力等の強化
- ウ 議員間討議(自由討議)の在り方
- エ 所管事務調査の積極的な活用
- オ 事務執行の監視及び評価
- カ 議会への関心度
  - ・情報公開、議会広報の充実

- ・傍聴意欲を高める議会運営
  - ・主権者教育等の取組
- キ 議員個々の資質及び見識等向上
- ・議会図書室の充実
  - ・議員研修の充実
  - 等

#### 議会基本条例の検証作業から見てきた課題(他の委員会等へ申し送る主な事項)

- ア 申し合わせ事項の見直し(議会運営委員会)
  - ・定期的な見直しを行う方法、システムを整備していく必要性
- イ 会派の活動報告(各会派)
  - ・会派による活動報告を活性化
- ウ 質疑の方式・一般質問の在り方(議会運営委員会)
  - ・代表質問における一問一答方式の回数制限の検討
  - ・一般質問における質問者数の取決めや政策提言を中心とした内容への見直し
- エ 反問権の付与(議会運営委員会)
  - ・反問権と反論権の整理や執行部と共通認識を図る必要性
- オ 議会広報の充実(広報委員会)
  - ・ホームページの運用改善
  - ・SNSの活用などDX時代の在り方を検討

#### (5) 課題の検討に当たって(視察研修及び研修会から学んだ視点等)

課題解決に向けて方策や方向性を調査・研究するに当たり、先進地視察や講師を招聘しての研修会も実施してきた。各市議会等における先進的な取組については、具体的な実践例を数多く紹介いただき、今後の取組を検討する上で非常に参考になるものとなった。ここでは具体の取組の紹介は割愛するが、視察及び研修会から学んだ(見えてきた)視点等を以下に整理する。

- ア 議会は議事機関(話し合いの公共広場)であることの再認識を
  - ・ 議員と議員、議会と市民、議会と市長、これらの対話がベース
  - ・ 議員間討議は対話から、対話は傾聴から
- イ 議会は立法機関(ルールメイカー)であることの再認識を
  - ・ ないなら作る、機能してないなら改める
- ウ 執行部とは、事務事業ではなく政策(目的)で勝負(競争)する
- エ 議会改革は第2ステージへ
  - ・ 住民自治の根幹としての議会を再認識すること
  - ・ 基本条例の制定で「形式要件」は整った、これからは「実質要件」を満たしていく必要がある
  - ・ 「存在する議会」から「機能する議会」へ
  - ・ そのためには個人プレー(議員個々)のみではなくチームプレー(議員総体)

の議会活動へ

- ・自治法は議員ではなく議会に権限を付与

オ 鍵は「政策サイクル」の作動

- ・監視機能のみではなく政策提言機能の充実を通して、地域課題を解決する議会、住民の役に立つ議会に変化

- ・あわせて「議員同士の対話」が鍵、「対話」を通してチーム議会へ

カ あわせて「議会改革サイクル」を作動

キ 議会改革の取組を継続的なものへ

等

## 2 中間報告以降の経過

### (1) 課題項目に対する解決策・方向性

議会基本条例の検証作業から見えてきた課題については、その解決策や方向性を導き出すため、まず委員を3グループに分けて協議した。それぞれのグループにおいて意見集約した内容を発言することとし、2回にわたる委員会で、課題11項目についての様々な意見が出された。

表1：出された意見の一例(その他の内容については資料1)

課題項目
政策提言及び政策立案等の強化(3条、8条、12条関係)
具体的内容(課題)
政策研究会に依存する流れになっており、常任委員会や会派による提言活動の取組が弱い。議会として把握した多様な市民の意見を整理し、議員間で共有し、政策立案・政策提言に向け議論する仕組みが整備されていない。
出された意見
○議会として政策提言や政策立案に取り組むことを明確に宣言してスタートすべき。常任委員会が所管事項について、必要なものを政策提言や条例化等する仕組みをつくっていくべき。その際、提言等は議場で渡すといった形で重みを持たせてはどうか。また、政策立案等について、議員間での問題意識や知識の共有を図るべき。
○常任委員会の機能を強化して委員会の中でしっかりと理解を深めていく。それから声を提言につなげていくことが大事。議場での決議提出、議員間での理解を深めることが大事。
○提言までのサイクル(1年)を確立するため、日程として組み込むべきではないか。また、予算・決算等についても委員会として協議・勉強会をやるべき。同様に、行政視察の結果も委員会の提案として政策提言を行う(良い例、悪い例両方)。これも協議の日程等を組み込んでおく。日程とサイクルができればクリアしやすい項目だと考える。

そのような意見の中から、各課題に対し、最も共通する部分が多い内容を基に「方向性等」として整理した。あわせて、その「方向性等」に対する具体例を「改革案」として示した。

表 2 : 課題解決の具体的な方策・方向性の一例(その他の内容については資料 2)

課題項目
議会改革の継続性の担保(27 条関係)
具体的内容(課題)
基本条例の検証サイクルの確立とあわせて議会改革の実行計画を作成する必要がある。そのためにも継続的に協議を行う体制整備が必要。
課題解決の具体的な方策・方向性
(方向性等) ・継続した議会改革を行うための仕組みをつくる (改革案) ①議会改革を調査・検討する組織を常設 ②議運との関係を整理した上で検討組織を常設 ③臨機応変に対応できるよう取組を継続する

## (2) 条文改正についての検討

議会基本条例の検証と並行して条文改正の必要性についても協議した。検証作業の結果、10 項目が条文改正の検討対象となり、改めて委員間で協議を重ねた。しかしながら、先進地における事例を学ぶ中で、基本条例に沿った取組のレベルアップが先決であるとの結論に至った。

なお、第 11 条の議決事件の拡大については、「公共施設等総合管理計画」を加えてはどうかとの意見が出された。しかし、協議を進めていく中で、その変更等について、まずは所管事務調査などで報告を受け、議決事件として位置付けるかどうかの議論が必要となること、また、加えるに当たり執行部との調整を要することなどを踏まえ、委員会として議決事件に含めていただきたい旨の提案にとどめることとした。

## 3 まとめ

基本条例の検証については、専門講師による研修会や先進地視察により最新の議会改革事例に触れ、本市議会において不足する部分を改めて認識することとなった。

本特別委員会で示した解決策・方向性については、今後、実現に向けて具体的な調整が必要となる。議会運営委員会や各常任委員会で検討すべき項目もあるが、こうした議会改革のための取組を継続的に検討できる組織を立ち上げ、議会改革サイクルを進めていくこととする。

## II 議員定数及び議員報酬について

### 1 議員定数について

#### (1) 調査の目的

平成 17 年 3 月の新市発足以降、2 回にわたり議員定数の見直しを行ってきたが、前期終盤、改めて議員定数の見直しを示唆する意見が一部議員から持ち上がり、令和 2 年 8 月 25 日の議会運営委員会において、現在の議員定数をゼロベースで調査・研究する旨の提案がなされ、全会一致で承認された。これにより、再度議員定数の在り方について議論を進めることとなり、令和 2 年 9 月 8 日付けで本市の適正な議員定数を調査・研究することを目的に、委員 22 人をもって組織する議員定数調査特別委員会が設置された。

同特別委員会では、次期の議員定数について、現行の 25 人が妥当との検討結果をまとめたが、その結論に至った理由としては、その多くが 4 か月後に改選を控えた今の時期に議員定数の見直しについて議論することへの懸念、疑念による観点からであり、あわせて、改選後の早い時期に改めて議員定数の議論が必要であるとの意見も付随するものであり、実質、今期に議論を先送りする形となった。

こうしたことから、今期において本市の適正な議員定数について調査を行うものである。

#### (2) 調査の進め方

議員定数についての調査方法は以下のとおりとした(第 10 回委員会にて決定)。

##### **ステップ1** 調査

- ア 前期の調査結果(結論)の確認
- イ 専門家の見解(書物等)の収集または研修会
- ウ 改定した市議会の資料収集または行政視察
- エ 資料(関連データ等)の整理・収集
  - ・市議会議員定数に関する調査結果(全議)
  - ・議員定数関連データ(他自治体の状況)
  - ・その他

##### **ステップ2** 協議・検討

- ア 調査資料等をもとに適正な定数について委員間討議
- イ モニター、公聴会等による意見聴取

##### **ステップ3** 結論のとりまとめ

### (3) 調査の経過

#### ステップ1 調査

##### ア 前期の調査結果(結論)の確認

平成 29 年 4 月に定数を 26 から 25 に削減した際の調査結果、また、令和 2 年に議員定数を調査した結果について資料を振り返りながら確認し、考え方などについて共通認識を図った。

##### イ 専門家の見解(書物等)の収集または研修会

<研修会>

開催日時	令和 4 年 7 月 1 日(金)
場 所	佐伯市役所 6 階 第 1 委員会室
内 容	■議員定数及び議員報酬について(研修会及び意見交換会) ・講 師：早稲田大学マニフェスト研究所 ローカルマネージャー 長内紳悟氏 ・内 容：定数・報酬を考える上で考慮すべき視点等、住民との議論の在り方 ほか

##### ウ 改定した市議会の資料収集または行政視察

<行政視察>

開催日時	令和 4 年 7 月 27 日(水)～29 日(金)
場 所	岩手県滝沢市、岩手県奥州市、宮城県大崎市ほか
内 容	■滝沢市議会 ・議員定数・報酬に関する議論について ■奥州市議会 ・議員定数及び議員報酬の在り方に関する調査研究の取組について ■大崎市議会 ・議員報酬・定数の見直しに関する取組について

##### エ 資料(関連データ等)の整理・収集

これまでの議員定数に係る特別委員会で参考とした資料を基に、時点修正したものを整理・収集した。以下にその主なものを示すこととする。



① 全国市議会議長会 【市議会議員定数に関する調査結果(令和2年12月末)】

表3：全国815市の市議会議員の定数の状況

調査時点	市区数	議員定数(人)	1市あたり平均(人)
令和2年12月31日現在	815	18,803	23.1
令和元年12月31日現在	815	18,873	23.2

表4：人口段階別にみた市議会議員の定数の状況

人口段階	市区数	1市あたり平均(人)
5万人未満	280	16.8
5～10万人未満	250	20.3
10～20万人未満	152	25.2
20～30万人未満	48	30.7
30～40万人未満	29	36.0
40～50万人未満	23	39.4
50万人以上	15	45.8

② 県内自治体の議員定数に関する状況

(人口・面積、令和4年度当初予算規模(一般会計、議会費とその構成比)、議員定数、人口一人当たり人口・面積・予算規模、常任委員会の設置数及び人数構成)

表5：市議会議員定数関連データ(県内)

市名	人口・面積		令和4年度当初予算(千円)		定数 条例定数	議員1人当たり			常任委員会	
	人口 (R4.3.31)	面積 (km <sup>2</sup> )	一般会計予算	うち議会費 (構成比)		人口	面積 (km <sup>2</sup> )	予算 (千円)	数	構成
佐伯市	67,899	903.12	42,640,000	286,617(0.67)	25	2,716	36.1	1,705,600	3	9人*1、8人*2
大分市	476,386	502.39	203,260,000	921,494(0.45)	44	10,827	11.4	4,619,545	5	9人*4、8人*1
別府市	112,655	125.34	55,820,000	351,130(0.63)	25	4,506	5.0	2,232,800	3	9人*1、8人*2
中津市	82,881	491.44	42,876,081	264,496(0.62)	24	3,453	20.5	1,786,503	3	8人*3
日田市	62,464	666.03	37,317,813	254,185(0.68)	22	2,839	30.3	1,696,264	3	8人*1、7人*2
臼杵市	34,977	291.20	22,772,985	170,812(0.75)	18	1,943	16.2	1,265,166	3	6人*3
津久見市	16,151	79.50	11,132,000	125,942(1.13)	14	1,154	5.7	795,143	2	7人*2
竹田市	20,276	477.53	19,435,882	164,906(0.85)	16	1,267	29.8	1,214,743	3	6人*1、5人*2
豊後高田市	22,193	206.24	16,985,755	152,457(0.90)	16	1,387	12.9	1,061,610	3	6人*1、5人*2
杵築市	27,488	280.08	17,270,000	148,360(0.86)	18	1,527	15.6	959,444	3	6人*3
宇佐市	53,615	439.05	30,306,000	221,321(0.73)	23	2,331	19.1	1,317,652	3	8人*2、7人*1
豊後大野市	33,821	603.14	25,990,000	181,229(0.70)	18	1,879	33.5	1,443,889	3	6人*3
由布市	33,675	319.32	20,855,809	157,002(0.75)	18	1,871	17.7	1,158,656	3	6人*3
国東市	26,390	318.10	24,206,731	177,662(0.73)	18	1,466	17.7	1,344,818	3	6人*3
平均	76,491	407.32	40,776,361	255,544(0.75)	21	2,798	19.4	1,614,417		—

③ 佐伯市よりも広い面積を有する自治体の定数

表 6

※人口は R02. 12 月末時点の住民基本台帳

県	市	人口※	面積(k㎡)	議員定数
北海道	士別市	18,134	1,119.22	17
秋田県	仙北市	25,310	1,093.56	18
秋田県	北秋田市	30,864	1,152.76	20
広島県	庄原市	34,191	1,246.49	20
新潟県	魚沼市	35,164	946.76	20
岐阜県	郡上市	40,571	1,030.75	18
岩手県	宮古市	50,562	1,259.15	22
新潟県	村上市	58,238	1,174.17	22
<b>大分県</b>	<b>佐伯市</b>	<b>69,606</b>	<b>903.14</b>	<b>25</b>
秋田県	大館市	70,423	913.22	26
和歌山県	田辺市	71,947	1,026.91	22
秋田県	由利本荘市	75,040	1,209.59	26
栃木県	日光市	80,168	1,449.83	24
岐阜県	高山市	86,665	2,177.61	24
岩手県	花巻市	94,431	908.39	26
岩手県	一関市	113,595	1,256.42	30
岩手県	奥州市	114,644	993.30	28
北海道	北見市	115,436	1,427.41	28
山形県	鶴岡市	124,003	1,311.51	32
北海道	釧路市	165,667	1,363.29	28
新潟県	上越市	189,282	973.89	32
山口県	山口市	190,663	1,023.23	34
長野県	松本市	238,136	978.47	31
秋田県	秋田市	305,390	906.07	36
福島県	いわき市	318,465	1,232.26	37
富山県	富山市	414,102	1,241.70	38
愛知県	豊田市	422,026	918.32	45
静岡県	静岡市	694,296	1,411.83	48
静岡県	浜松市	799,966	1,558.06	46
広島県	広島市	1,194,817	906.69	54
北海道	札幌市	1,961,575	1,121.26	68

## ステップ2 協議・検討

### ア 委員間討議

委員間討議に当たり、まずは定数に関する方向性を決めることとした。定数について、①増やす、②減らす、③現状維持のいずれと考えるか、その理由も併せて各委員から回答をいただいた。

回答を集約した結果、委員会としては定数を「減らす」方向性で進めることとなったが、主な理由としては、「人口減少」、「市民の声」、「財政状況」、「市民感情の考慮」といった内容が挙げられた。

次に、具体的に何人減らすのかについて議論を深めていくこととし、再度各委員に妥当と考える定数について考えを伺った。その際、定数を26から25にした際の算出方法を直近の数値に置き換えた下記の資料を提示した。

#### 平成29年4月一般選挙から議員定数26人→25人とした際の考え方(時点修正)

3 常任委員会×8人+1人=25人

(ア) 常任委員会算定方式

1 常任委員会の委員数

(7人の場合) 7人×3常任委員会=21人(+議長分=22人)

(8人の場合) 8人×3常任委員会=24人(+議長分=25人)

(イ) 人口比例方式

67,353人(住基人口)÷3,196人(全国平均)=21.07人≒21人

(ウ) 住民自治協議会方式(または小学校区方式)

19 地区自治委員会×1人=19人

22 小学校区(大島、深島休校含む)×1人=22人

(エ) 面積人口方式(関西大学 林先生)

$14.78 + (0.0846 \times 67.353 \text{ 人}) - (0.0000655 \times 67.353 \text{ 人} \times 67.353 \text{ 人})$   
 $+ (0.0061 \times 903 \text{ km}^2) = 25.6 \text{ 人} \approx 26 \text{ 人}$

(オ) 八女市議会方式(地方自治法改正(H23.5)前の第91条の規定による議員定数の根拠である「人口10万人未満の市は30人、人口5万人未満の市は26人」の考えを基本に算定)

$67,353 \text{ 人} \div 2,628 \text{ 人} = 25.6 \text{ 人} \approx 26 \text{ 人}$

委員の定数に関する意見としては、22人が最も多く、23人、24人、微減といった意見も挙げられた。それぞれの意見を聞いた上で、委員会として意見の一致が図れないか、次回の委員会で改めて協議することとした。

第29回委員会(令和5年1月5日開催)において、再び各委員の考えを確認したが、意見の一致には至らなかったため、採決によって委員会としての定数案を22人と決定した。その根拠となる考え方については、「3常任委員会を中心とし

た議会運営を行う中で、本市の人口減少の状況を踏まえると、各委員数を1人ずつ減らした22人が妥当である」とした。

なお、この時点において、市民意見の聴取は実施できていなかったため、次に述べる市民懇談会を経て最終的な結論を出すこととした。

## イ 市民意見の聴取

市民意見の聴取方法については、直近で開催が予定される議会モニターとの意見交換会にテーマとして提案するか、あるいは、広く一般市民を対象として、基調講演の後に意見交換を行う形(以下、「市民懇談会」という。)とするか協議し、後者の方法にて実施することとした。

### <市民懇談会の開催概要>

開催日時	令和5年2月4日(土)15:00~17:00
場 所	佐伯市保健福祉総合センター和楽
内 容	■議員定数及び議員報酬を考える市民懇談会(定員60名) ・講 師：早稲田大学マニフェスト研究所 ローカルマネージャー 長内紳悟氏 ・テーマ：議員定数と議員報酬について

市民懇談会の開催に当たっては、これまでも本委員会に対して研修会の講師やアドバイザーとして協力していただいた早稲田大学マニフェスト研究所の長内紳悟氏にファシリテーターを依頼し、開催規模や運営方法などの助言をいただいた。市民懇談会の当日は、委員長を除く委員1人に対し、参加者五、六名を割当てた10グループを会場に配置した。前半は長内氏による「事実と意見の違い」「データと思い込み」「本委員会の取組状況」などの説明をいただいた。後半の意見交換においては、各グループの委員がファシリテーター役として参加者同士のやりとりを傾聴し、様々な視点を学ぶことができた。閉会に際して、参加者には市民懇談会に参加した感想や意見を自由に記載していただき、後日取りまとめを行った。

取りまとめの結果、参加者の約半数が議員定数に関する具体的な意見を示しており、その多くが「減らすべき」との意見であった。

### 議員定数に関する主な意見

#### 【減らすべきとの意見】

- ・定数は報酬とも絡んでくるが、20名位まで少なくしてもよいのでは。
- ・将来人口を考えて減らす。市の職員も不真面目な人を減らす。
- ・定数については、減でも良いが地域の人の声が届くようなシステムにはできないかと思います。
- ・人口減であれば定数減、物価上昇、賃上げで報酬増が当然と感じた。
- ・選挙で選ばれ、競争して議員になることが必要。無投票なら私が出るくらいのレベルではダメだと思う。他市より定数が多い。8年減員をしていない。
- ・DOWN競争が生まれるように。
- ・報酬は生活できる、(子供を)大学にやれるような報酬にしてほしい。そのためには財源が厳しいので定数を減らして報酬アップをする。
- ・議員定数を減らして報酬を上げてほしい。
- ・議員定数は減らして個々が頑張るような仕組みを。

#### 【維持すべきとの意見】

- ・議員定数は今のままで報酬についても今のまま。
- ・人数はあまり少なくなれば意見がかたまってしまい、民主主義の原理が崩れてしまう。
- ・議員定数は減らすべきと思って今日来ましたが、「話し合い」etcで議員さんとの交流ができるのであれば、現状維持、もっと増やしても良いのでは、と思いました。
- ・【定数】当面は現状でよい。

#### 【増やすべきとの意見】

- ・「定数減」の理由・根拠は何か。「立法事実」があるのか。「ムード」や「感情」で判断されるべきではない。
- ・個人的には今より多めがいい。

#### (4) 結論

#### 「佐伯市議会の議員定数は22人が妥当である」

第33回の委員会(令和5年2月10日開催)において市民懇談会の検証を行い、参加者の意見と本委員会としての方向性はおおむね一致していることを確認した。その点を踏まえ、佐伯市議会の議員定数は22人が妥当であると結論付けた。

## 2 議員報酬について

### (1) 調査の目的

佐伯市議会の議員報酬については、佐伯市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例において、議長報酬 434,000 円、副議長報酬 391,000 円、議員報酬 368,000 円と規定されている。今般、議員定数について、前期から申送りを受けて調査を行うに当たり、議員報酬についても、佐伯市議会議員が十分な議会活動・議員活動を行うため、現在の佐伯市議会の議員報酬が適正な額であるのか本特別委員会で調査することとなった。

### (2) 調査の進め方

議員定数についての調査方法は以下のとおりとした(第 10 回委員会にて決定)。

#### ステップ1 調査

- ア 前期の調査結果(結論)の確認
- イ 専門家の見解(書物等)の収集または研修会
- ウ 改定した市議会の資料収集または行政視察
- エ 資料(関連データ等)の整理・収集
  - ・市議会議員報酬に関する調査結果(全議)
  - ・議員報酬関連データ(他自治体の状況)
  - ・その他

#### ステップ2 協議・検討

- ア 調査資料等をもとに適正な報酬について委員間討議
- イ モニター、公聴会等による意見聴取

#### ステップ3 結論のとりまとめ



議会運営委員会で調整



報酬審議会へ諮問

### (3) 調査の経過

#### ステップ1 調査

- ア 前期の調査結果(結論)の確認

平成 27～28 年における議員報酬の調査結果、また、令和元年における調査結果について資料を振り返りながら確認し、考え方などの共通認識を図った。

## イ 専門家の見解(書物等)の収集または研修会

< 研 修 会(再掲) >

開催日時	令和 4 年 7 月 1 日(金)
場 所	佐伯市役所 6 階 第 1 委員会室
内 容	<p>■ 議員定数及び議員報酬について(研修会及び意見交換会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講 師：早稲田大学マニフェスト研究所 ローカルマネージャー 長内紳悟氏</li> <li>・ 内 容：定数・報酬を考える上で考慮すべき視点等、住民との議論の在り方 ほか</li> </ul>

## ウ 改定した市議会の資料収集または行政視察

< 行政視察(再掲) >

開催日時	令和 4 年 7 月 27 日(水)～29 日(金)
場 所	岩手県滝沢市、岩手県奥州市、宮城県大崎市ほか
内 容	<p>■ 滝沢市議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員定数・報酬に関する議論について</li> </ul> <p>■ 奥州市議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員定数及び議員報酬の在り方に関する調査研究の取組について</li> </ul> <p>■ 大崎市議会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員報酬・定数の見直しに関する取組について</li> </ul>

## エ 資料(関連データ等)の整理・収集

これまでの議員報酬に係る特別委員会で参考とした資料や委員から要求があったものを整理・収集した。以下にその主なものを示すこととする。

### ① 過去の議員報酬改正状況

表 7：議員報酬等の改正の変遷(議会だよりから)

(単位：円)

	議長報酬	副議長報酬	議員報酬	備考
昭和 59 年 3 月	310,000	273,000	252,000	
改正時期不明	346,000	304,000	283,000	
平成 2 年 3 月	360,000	320,000	300,000	
改正時期不明	421,000	379,000	357,000	

平成7年12月	427,000	385,000	362,000	報酬審の答申に基づき1.41%
平成8年12月	434,000	391,000	368,000	報酬審の答申等を考慮
以降、現在に至る				

② 県議会議員の報酬で最高額と最低額(表8)

都道府県名	議長	副議長	議員	備考
愛知県	1,209,000	1,064,000	977,000	最高額
神奈川県	1,200,000	1,080,000	970,000	
:	:	:	:	:
奈良県	860,000	750,000	700,000	
大阪府	819,000	721,000	651,000	最低額
大阪府(条例上)	1,170,000	1,030,000	930,000	
大分県(参考)	971,000	861,000	778,000	

**ステップ2 協議・検討**

**ア 委員間討議**

議員定数と同様に、まずは報酬に関する方向性を決めることとした。報酬について、①増やす、②減らす、③現状維持のいずれと考えるか、その理由も併せて各委員から回答をいただいた。

回答を集約した結果、委員会としては報酬を「増やす」方向性で進めることとなり、その主な理由としては、「なり手不足の解消」や「議員活動への専念」といった内容が挙げられた。なお、報酬については報酬審議会へ諮問することとし、本委員会においては、同審議会に対して提示する報酬額の決定までを調査することに決した。

次に、報酬をどの程度増額するか議論するに当たり、一委員から、議員定数を減らした場合、予算額の減少幅はどうなるのか算出してもらいたいとの意見が出されたため、直近の予算要求額を基に試算した。試算の結果、共済費を含む場合で一人当たり約760万円程度、含まない場合で620万円程度となった。この点を踏まえ、報酬を増額する際は、議員定数の削減に伴い減少が見込まれる予算額の範囲内とすることを共通認識とした。あわせて、議員定数の削減に伴い減少が見込まれる予算額の範囲内において、報酬をどの程度増額することができるのか、削減人数に応じた試算についても示すこととした【資料3-1、2】。

また、前期(令和元年)での考え方である比較方式について、各種数値(人口、決算規模)を時点修正した以下の資料を示した。



比較方式(時点修正)		
■ 「比較方式」九州人口規模類似団体(5万~10万人の32市)		
議長報酬	453,000円(19,000円増)	<≒434,000×平均指数1.0431848>
副議長報酬	400,000円(9,000円増)	<≒391,000×平均指数1.0233496>
議員報酬	376,000円(8,000円増)	<≒368,000×平均指数1.0227836>
■ 「比較方式」全国決算規模類似団体(R02 普通会計400億~500億の79市)		
議長報酬	481,000円(47,000円増)	<≒434,000×平均指数1.1087353>
副議長報酬	425,000円(34,000円増)	<≒391,000×平均指数1.0869695>
議員報酬	396,000円(28,000円増)	<≒368,000×平均指数1.0773287>
■ 「比較方式」全国人口規模類似団体(5万~10万人の249市)		
議長報酬	477,000円(43,000円増)	<≒434,000×平均指数1.0996840>
副議長報酬	421,000円(30,000円増)	<≒391,000×平均指数1.0774525>
議員報酬	393,000円(25,000円増)	<≒368,000×平均指数1.0677637>

そのほか、「行政職給与表の変遷資料4」や「地方議会・議員のあり方に関する研究会報告書資料5」等の資料も参考としていただきながら、各委員の考えを伺った。

各委員からは、「県内他市と同等の金額」、「消費者物価指数の上昇率を反映した金額」、「国会議員の歳費と同様に執行部職員の最高給与に近づけるべき」、「定数の削減による予算減額の範囲内で、交付税措置単価以上の額」など、様々な考え方が示された。その後、これらの考え方によって導かれる金額の根拠を整理した資料6。

こうした結果を踏まえ、報酬審議会に対してどのような提示とするか、市民懇談会の後に改めて議論することとした。

## イ 市民意見の聴取

市民意見の聴取方法として開催した市民懇談会の概要については、議員定数において述べたとおりであるが、報酬に関しても参加者の半数近くが増額に対して理解を示す結果となった。ただ、無条件に増額を容認するのではなく、「議員定数を減らした上で増額する」、「活動の見える化」や「兼業と専業で差をつける」など、様々な意見をいただいた。

## 議員報酬に関する主な意見

### 【増額すべきとの意見】

- ・【報酬】 上げる→もっと仕事が見えるように
- ・議会日以外についても仕事をしている時が多いと思われるので、報酬はアップで良いと思われる。
- ・物価上昇、賃上げで報酬増が当然と感じた。
- ・増額して一生懸命働いてほしい。専門でやってほしい。
- ・UP成果報酬型にして差をつける。
- ・報酬は増やしてもよいが、活動に対しての対価が必要。
- ・報酬は生活できる、(子供を)大学にやれるような報酬にしてほしい(再掲)。
- ・「市町村合併」で議員定数は大幅に減った。その経験を(古い議員も多いから)思い出して、どうなったかを「総括」してほしい。定数は現状で特に問題はない。むしろ、増やすべき。報酬も上げるべきだろう。
- ・議員を志し、意見をやる上で部長級よりも報酬が少ないのはどうかと思うという意見にそれは正しいと思った。

### 【維持すべきとの意見】

- ・報酬妥当。
- ・新聞ではなり手が多いと載っていたので、報酬は変わらなくていいのではないか。
- ・報酬は現状のままで、政務活動費として報酬にプラスとして出す。

### 【その他の意見】

- ・報酬については、子育て世代の人にプラスの手当、活動量のUP等で活動ができる環境作りを。一律の金額である必要はない。
- ・活動するために必要額を教えてもらいたい。活動量によって増減、インセンティブの考え方が必要。

## (4) 結論

### 「佐伯市議会の議員報酬は増額すべきである」

第33回の委員会(令和5年2月10日開催)において市民懇談会の検証を行い、参加者の意見と本委員会としての方向性はおおむね一致していることを確認した。その点を踏まえ、佐伯市議会の議員報酬については議員定数の削減に伴い減少が見込まれる予算額の範囲内で増額すべきであるとし、増額幅については、複数案(表9)を示して報酬審議会に委ねると結論付けた。

表9：委員会でまとめた7つの報酬案

No.	金額	根拠・考え方
1	432,000 円	本来議員の報酬は、国会議員と同様、一般職職員の最高の給与額を下回らないものとするべきであり、定数削減による予算減額の範囲内で執行部職員給与の最高額(8級45号)まで近づける考え方
2	426,000 円	比較方式(全国決算規模類似団体：R02 普通会計 500 億～600 億の 64 市における議員報酬平均(R03. 12 月時点)) ※コロナ禍における特別定額給付金事業の影響を加味
3	422,000 円	比較方式(全国決算規模類似団体)：H28 普通会計 400 億～500 億の 76 市における議員報酬平均(R03. 12 月時点) ※コロナ禍以前の決算規模
4	398,000 円	消費者物価指数を参考とする考え方 (2022 年 12 月消費者物価指数：前年比+4.0%を踏まえ、今後も同様に上昇すると仮定し 1.08 を現在の報酬に乗じて算出)
5	398,000 円	比較方式(全国人口規模類似団体)※人口 5～10 万人の 247 市における議員報酬平均(R03. 12 月時点)
6	388,000 円	県内類似団体を基準とする考え方
7	387,000 円	比較方式(全国人口規模類似団体)※人口 5～7.5 万人の 155 市における議員報酬平均(R03. 12 月時点)

※議長、副議長の報酬については、現在の議員報酬における比率で算出する。

## むすびに

今般の議会改革調査特別委員会における調査項目は、議会基本条例の検証と議員報酬及び議員定数という極めて重要なテーマであり、委員会の開催回数も 36 回とかなりの時間を費やすこととなった。結果として、それぞれの調査項目に対し今後の方向性や結論を導き出すことができ、佐伯市議会の新たなステージにつながるものと考えている。

今後の諸手続きに関しては、それぞれ所管の委員会へ委ねることとなるが、調査結果の実現に期待し結びの言葉とする。

以上、令和 4 年 9 月 21 日付けの本特別委員会中間報告書及び今回の報告書をもって、本特別委員会に付託された「調査第 1 号 議会改革に関すること」の全ての調査を終了する。

